

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正

する条例

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「、総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同条第二項中「、次の各号」を「、病床の種別ごとに、次の各号」に改め、同項第一号中「その家族（自衛隊法）の下に」（昭和二十九年法律第六十五号）を加え、同条第三項第一号中「無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室（以下「治療室等」という。）の病床であつて、治療室等の入院患者が当該治療室等における治療の終了後に専ら入院のために用いるための病床が同一病院内に確保されているもの（以下「対応する専用病床を有する治療室等の病床」という。）及び」を削り、同条第四項中「、対応する専用病床を有する治療室等の病床の数」を削り、同条第五項中「、対応する専用病床を有する治療室等の病床」及び「として見込まれるもの」を削る。

第六条に次の一項を加える。

4 百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（施行令第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第一項第一号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第二号中「、精神病床及び結核病床」とあるのは「及び結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えて適用するものとする。

附則第二条第二項中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改める。

附則第七条中「第八条第一号及び第二号」を「第八条第一項第一号及び第二号」に改める。

附 則

この条例中第三条第三項第一号、第四項及び第五項の改正規定は平成三十年四月一日か

ら、その他の改正規定は公布の日から施行する。